

上山市消費生活センターだより

令和7年11月発行

お宅の屋根壊れてますよ!?

災害に便乗した住宅修理トラブルに注意!

台風や大雪などの災害に便乗し、高額な住宅修理を勧める悪質商法が全国で多発しています。「このままでは雨漏りする」「今すぐ直さないと大変なことになる」等と不安をあおり、契約を急かされますが、他の事業者にも点検を依頼する、複数の事業者で相見積もりをとるなどして慎重に判断しましょう。

相談事例) 突然業者が来訪し「近所で屋根を工事していた際に、お宅の屋根が剥がれているのが見えた。無料で点検する。」と言われた。先日大きな台風があった為、不安になり点検を了承。点検後、トタンが剥がれている写真を見せられ「このままでは雨漏りする。本日であれば30万円で修理する」と言われたので、その場で契約し修理してもらった。家族にこの話を話すと、修理代金が高額だと言われ不安になった。返金を求められるだろうか。



トラブル回避のためのチェックポイント!

①突然事業者が訪問してきても、安易に点検させない!

→不安がある場合は信頼できる事業者に点検依頼しましょう。

②今日契約すれば安くなる等といった勧誘トークには気をつけましょう!

→複数事業者で相見積もりをとり、慎重に契約しましょう。

③火災保険を利用して修理できると言われたら、まずは保険会社に問い合わせを!

→後になって「保険が使えない」「高額な手数料を請求された」等のトラブルも。

④クーリング・オフできる場合があります!

→断りきれずに契約してしまった場合は消費生活センターへご相談ください!



☑ 消費生活センターってどんなところ？

消費者と事業者との間で起きたトラブルの解決のために、助言やあっせんを行なっています。

また、消費者トラブル防止のための出前講座も実施しています。事業者とのトラブルで困った際はいつでも気軽にご相談ください。



* 契約者ご本人からの相談が原則となります。

(契約者が高齢、病気等で相談することが難しい場合は、ご家族や見守りをしている方からの相談も受け付けます。)

* 相談の際は、契約内容が分かる資料(契約書・領収書等)を手元にご準備頂けると、問題点の把握や助言をする際の参考になります。

* 消費生活センターでは受け付けられない相談もあります。
一例を記載いたしますのでご確認ください。



お受けできない相談例

- * **事業者からの相談**…消費生活センターは消費者からの相談を受け付ける窓口です。事業者から相談を受けた際は、事業者向けの相談窓口をご案内しています。
- * **個人間取引の相談**…消費生活センターは消費者・事業者間で起きたトラブルについて助言を行なっています。個人間での売買契約や金銭貸借等については助言する事が出来ないのをご了承ください。

消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず、

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや!) または、

上山市消費生活センターへご相談ください!!



【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課

☎023-672-1111 内線 115